

通所リハビリテーション運営規程

【事業の目的】

第1条 医療法人山本外科内科医院が開設する指定通所リハビリテーション事業所 山本外科内科（以下「事業所」という）が行う通所リハビリテーション（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所は要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定在宅介護を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能回復を図るよう努めるものとする。

【事業所の名称など】

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 指定通所リハビリテーション事業所 山本外科内科
- 2 所在地 鳥取市末広温泉町125-2 （医療法人山本外科内科医院2階）

【定員に関する基準】

第4条 一日の利用定員は1単位6人1日1単位を限度とする。（介護予防通所リハビリテーションを含む）

【人員に関する基準】

第5条 事業所に勤務する員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 医師1名
医師は、指定通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。
- 2 管理者1名
管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を行うとともに、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また自らもリハビリテーションの指導と評価にあたる。
- 3 理学療法士1名以上
個人個人に合わせた個別リハビリテーション計画を作成し、理学療法及び作業療法を行う。
- 4 看護師職員1名以上
健康管理、一般状態の観察を行う。

- 5 介護福祉士1名以上
居宅介護支援事業所、利用者及び家族との連絡・調整を行う。
リクリエーションなどの介護を行う。
- 6 事務1名
連絡・調整業務、請求業務を行う。
- 7 運転手1名以上
主に送迎時の運転、移乗介助を行う。

[営業日及び営業時間]

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 火曜日、金曜日
但し、事業所が定める休業日を除く
- 2 営業時間 午後1時から午後5時

[サービス事業の内容及び利用料等]

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- 1 指定通所リハビリテーションの提供の開始に際して、利用者又はその家族に対し内容及び手続きの説明と同意を得る。
- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒まない。
- 3 利用者等の理由によりサービスの提供困難な場合、必要な処置をすみやかに講じる。
- 4 サービス提供開始時には受給資格等の確認を行う。
- 5 要介護認定等の申請に係わる援助に努める。
- 6 サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努める。
- 7 居宅介護支援事業者その他保健医療又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- 8 サービス又は居宅サービス計画に沿った指定通所リハビリテーションを提供する。
- 9 送迎の体制を整えている。
- 10 当該指定通所リハビリテーションの利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用者負担に応じた額とする。その他おむつ代等については重要事項に記載する。

[利用者の留意事項]

第8条 正当な理由なしに事業所の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を悪化させたと認められたときは、市町村に通知するとともに、その責任は利用者本人に帰するものとする。ただし、事業者はサービス担当者会議の招集を求め、利用者とともにその回復について努力する。偽りその他不正な行為によって保険給付を受けようとしてはならない。

[通常の事業の実施地域]

第9条 通常の事業 旧鳥取市内(平成16年10月時点)

[非常災害対策]

- 第10条 介護員等はサービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 火災時、災害時の非常時連絡体制を整えるとともに避難訓練、消火訓練を定期的に行う。

[虐待防止]

- 第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2 虐待防止のための指針を整備する。
 - 3 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 虐待防止窓口 豊田 博
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

[苦情処理]

- 第12条 1 利用者または利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも苦情を申し立てることが出来る。
- 2 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上と改善に努める。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いをしない。
- 4 苦情処理窓口 豊田 博

[その他の運営についての留意事項]

- 第13条 1 指定通所リハビリテーションの開始に際し、管理者若しくは介護職員等は、利用申し込み者若しくはその家族に、サービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文章を交付し、同意をする旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 4 この規定に定める事項の他運営に関する重要事項は、医療法人山本外科内科医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成20年4月1日改正

平成20年6月1日改正

平成21年4月1日改正

平成23年12月1日改正

平成24年6月1日改正

平成24年8月1日改正

平成25年4月1日改正

平成26年6月1日改正

平成27年8月1日改正

平成30年4月1日改正

平成30年11月30日改正

令和元年6月1日改正

令和5年5月1日改正

令和6年5月1日改正

令和6年9月12日改正